

三重県林業研究所庁舎日常清掃業務委託仕様書【本館等】

1 業務名

令和6～7年度 三重県林業研究所庁舎日常清掃業務委託

2 業務内容

履行場所において、林業研究所施設管理者（以下「施設管理者」という。）の指示に従い週1回の日常清掃を行うものとします。

清掃範囲は別紙「清掃場所」で示したとおりであり、日常清掃の概要は次のとおりです。

① 床掃き及び床拭き

ア 事務室の掃き掃除は、塵埃飛散防止のためダストモップ等を使用して入念に清掃すること。

イ 硬質ビニール張り床、Pタイル床、木目フロア床、カーペット床は、甲の指示する箇所は真空掃除機を使用し、その他はダストモップ等で塵埃を除去し汚れている部分は、固く絞ったモップで水拭きをする。この際、輕易に移動し得る椅子、衝立等の備品類は移動したうえで入念に掃除すること。

ウ タイル張り床は、モップ又は雑巾類をもって十分に水拭き掃除をすること。

② 便所の掃除及び用品の補給

ア 床面は掃き掃除の後水絞りモップ拭きを行うこと。

イ 便器、洗面器、手洗類は、洗浄剤を用いてていねいに水洗いのうえ布拭き清掃を行うこと。

ウ 便所の汚物入れは、内容物を取り出し、容器の内部を水洗い掃除のうえ、汚物を所定の場所に捨てること。

エ 隔壁等の汚れの部分は水ぶきすること。

オ トイレットペーパー、手洗い石鹸水等を常時補給しておくこと。なお、トイレットペーパー及び手洗い石鹸水は林業研究所が用意する。

③ その他

ア 本館、交流館、研修館の玄関周りの清掃及びマットは、できる範囲内において常に美観が保たれるよう日常清掃を実施するものとする。

イ 喫煙コーナー（研修館入口）のタバコの吸い殻は、取り除き、灰皿は洗浄して布拭き清掃を行うこと。

ウ 可燃ゴミは、回収可能な状態にして、職員立会のうえ計量し、搬出量記録表に記載の後、指定された場所へ運搬すること。

エ 壁、窓、カーテン等で汚れの著しいところは清水をもって雑巾拭きを行うこと。

オ その他作業に関する事項は、施設管理者の指示により対応すること。

④ 業務の履行確認

日々の業務が完了したときは、「三重県林業研究所日常清掃業務日誌（業務報告書）」を作成し、施設管理者に提出し確認をうけること。

また、委託業務が完了したときは、遅延なく委託業務完了報告書を提出すること。

⑤ 注意事項

業務実施にあたっては、甲の業務に支障のないよう充分留意すること。

なお、機械、機具等を設置している場所においては、次の各号に充分注意し作業を実施すること。

- ・ 塵埃を飛散させないこと。
- ・ 清掃用具類を試験研究機器等に当てないこと。
- ・ 水の使用にあたっては、充分注意し機械その他に飛沫させないこと。
- ・ その他細部については、甲の指示を受けること。

作業実施に当たり建物、工作物、その他に対し乙の責に帰する損害を与えたときは、直ちに甲に報告し乙の負担により原状に回復しなければなりません。また、乙が第三者に損害を与えたときも同様とします。

作業中に、建物、工作物、その他に破損等を発見した時は直ちに甲に報告しなければなりません。また、不審物の発見及び遺失物を取得した場合も同様とします。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

津市白山町二本木3769-1 三重県林業研究所 本館等

5 特記事項

(1) 見積は、総額にて行ってください。(1日4時間、契約期間内稼働日数は51日とします。)ただし、参考として、1時間あたりの単価(消費税及び地方消費税を除く)も併記してください。

なお、この場合の経費の内訳は、① 人件費、② 事務費、③ 交通費(1日あたり)としてください。

(2) 契約にあたっては、総額及び1時間あたりの単価を契約書に記載するものとします。

(3) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下、「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(4) 委託者は、受託者が上記(3)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。